

第二十二回
国会

参議院地方行政委員会會議録第二十六号

昭和三十年七月二十七日(水曜日)午後
二時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 小笠原三男君
理事 伊能 芳雄君
石村 幸作君
小林 武治君
森下 政一君

委員

伊能繁次郎君
小幡 治和君
西郷吉之助君
安井 謙君
岸 良一君
島村 軍次君
館 哲二君
秋山 長造君
中田 吉雄君
若木 勝蔵君
小柳 牧衛君

國務大臣

法務大臣 花村 四郎君
國務大臣 川島正次郎君

政府委員

自治庁財政部長 後藤 博君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
法務省大臣官 房経理部長 竹内 壽平君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員

○地方行政の改革に付した案件
(地方財政に関する件)

○地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小笠原三男君) では委員
会を開会いたします。

本日は公報に示す通り、地方税法の
一部を改正する法律案を議題に供しま
す。また地方行政の調査に関する件も
議題に供します。法務大臣御出席にな
られておりますので、地方財政にか
らんで先般来問題になっております地方
行政の調査に関する件を最初に議題に
供します。

法務大臣に御質疑のおありの方、御
発言を願います。

○伊能芳雄君 法務大臣は、すでに閣
僚として、今日の地方財政というもの
が非常に苦しいところへ追い込まれて
いるというところは、よく御承知だと思
います。そこで法務大臣に希望したい
ことは、従来の検察庁の建物、あるいは
地方法務局の建物というようなもの
については、ほとんどまあ例外なしに
地方団体の寄付金を集めてやってやる。
これは本来国で当然やるべきものを予
算が十分でないとか、あるいは予算の
範囲内では十分なる機能を発揮するよ
うな建築ができないというようなこと
で、貧弱な市町村の財政にしわ寄せし
ておるといふのが、これは事実なん
です。これはお調べになればおそれく
くおわかりになると思う。そこで先般
この問題は、警察の問題につきまして
国家公安委員長並びに警察庁長官の御
出席を求めて、警察が一番そういう寄

付が多いから、警察はこの際寄付金に
ついて十分な考慮をする、考慮をする
というよりは、今後絶対に地方団体か
ら寄付を集めない、予算で必ずやる
という確約をして、地方に対してその旨
を通知を出しまして、その通知を本委
員会に報告されたのであります。これ
はひとり警察の問題ではないので、た
だいま申し上げた検察庁の問題、ある
いは法務局の建物の問題、みんなこれ
はつきまとっている問題なんです。法
務大臣も一つどうかここではつきり法
律をきめて、国の建物である、国の施
設である限りにおいては、国は予算を、
もしそれが不十分のものであるならば
どこまでもがんばって予算をとってや
はり地方にしわ寄せをしないという
はつきりした御確約を願いたい。

○國務大臣(花村四郎君) ただいまの
お話をきくと、ごもっともであります。
私も長年にわたって在野法曹とし、ある
いは地方議会にも席を持っておったこ
ともあるので、ごさいますが、ただいま
おっしゃられた通りであります。私ど
ももまことに憂慮をいたしておる一人
でありますだけに、ことに検察行政を
持つております法務省としては、そ
ういふ方面に對しましては大いに自
自戒をしなければならぬことを痛感
いたしておりますが、ゆえに、今まで
は不合理な問題もあつたことだろうと
存じます。今後におきましては少
くともかかる不合理な方途に出ないよ
うに、ここではつきり明言をいたして
差しつかえないと存じます。

○伊能芳雄君 それではすでに警察の
方では地方へ全部そういう通牒を流し
た、その通牒の写しを本委員会に提示
されたのですが、法務大臣もそういう
通牒を地方の検察庁、あるいは法務局
に出されて、その写しを当委員会に報
告されるということをお約束願いま
すか。

○國務大臣(花村四郎君) 実は法務省
といたしましては、昨年の八月二日付
をもちまして全国の法務省関係諸官庁
に向いまして、寄付行為の強制もしく
は強制にあらざるも自発的寄付でも、
これを遠慮するようにという趣旨の指
令を出しておりますが、さらにまた
この指令を再確認するような意味の通
牒を発することによぶさかではござい
ません。

○伊能芳雄君 ただいまのお言葉を私
も一応満足いたしますが、ただ遠慮す
るようにと前通牒のような今の
お言葉ですが、遠慮するようにという
ような言葉ではこれはなかなかやらな
いのです。というのは、向うからまあ
検察庁に少し取り入ろうというよう
な人が、これはもう住民の盛り上った空
気ですからとか、あるいは市町村会全
部の盛り上った空気だというふう
に持つてこられると、検事正さんは非常
にいい気持ちになって、住民の検察庁に
対する協力の熱意だから、この熱意に
こたえなければならぬ、受けなければ
ならぬという報告を持つてくる。とこ
ろが受けなければならぬという報告を
持つてくるのですが、検察庁に建物の

寄付を心から出そうという人はい
ないけれども、そういう形で持つてく
るのに、住民の熱意を受けなければなら
ぬということを持つてくる。これは困
るので、それはごまかさないで、遠慮
するということではなくて絶対にいか
ぬ、予算の範囲内でやれという強い通
牒にしたいだかなければこの問題は
解決しないのでありますから、どうぞ
その点もう一回。

○國務大臣(花村四郎君) 御趣旨のほ
どは了承いたしました。

○秋山長造君 今の通牒は、いつど
ういう通牒を出されたのか、ちょっと読
んでいただきたい。

○政府委員(竹内壽平君) 昭和二十九
年八月二日付、法務事務次官清原邦一
名で、所管各庁の長にあてて出したも
のでございます。ちょっと読んでみ
ます。

寄付の取扱について

昭和二十三年一月三十日の閣議決定
「各官公庁に対する寄付金等の抑制
に関する件」により、準則が定めら
れ、原則として寄付の募集を禁止し、
真に自発的好意による寄付であつ
て、制当の方法によるものでなく、
且つ、主務大臣が弊害を生ずる虞が
ないことを認め、例外的に、
その受納を認めるという根本方針が
樹立されているのである。(なお、地
方財政法第四条の二参照)
寄付についてかような抑制処置が
とられた所以のものは、蓋し、各官

公庁において寄付を募り、これをもつて国の事業を行うことは、或は国民に過重な負担を課することになり、或は行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる等、種々の弊害を生ずる虞があるのみならず、国の事業は、すべて予算の範囲内において行ふという原則を案すと同時に、国の特定の事務のために要する費用について、地方公共団体乃至国民にその全部又は一部を負担させるには、法律にもとづかなければならないという財政法上の原則にもとる結果を生ずるからである。

しかるに、近時右の趣旨を忘却し漫然寄付を受納する傾向が現われてくるように見受けられ、また騰出された寄付金の取扱についても、妥当を欠く事例が絶無ではないようにおもわれるので、この際あらためて、右閣議決定の趣旨を厳に励行するよう格段の留意を煩わしたく、ついては、寄付の取扱につき左記事項を遵守し遺漏なきを期せられたい。

右命により通達する。

記

一、寄付の申入れがあった場合には、あらかじめ大臣の認可を得た上でこれを受納せられたい。

土地、建物及び工作物の寄付については、各会計事務章程の定むるところにより、大臣の認可を要することになっているが、その他の金品の寄付についても、これと同様の取扱をせられたい。但し物品等の価格が比較的軽少であつて、各庁の長において、寄付者の地位、寄付の趣旨等から受納して差支えないと認められたものについて

はこの限りでない。

二、前項により、寄付の受納が認められた場合は、遅滞なく所定の手續をとられたい。

なお、寄付金については、これを歳入に繰り入れ、別に寄付の趣旨を考慮の上予算的措置を講ずる建前であるから、この点の取扱については、特に過誤のないよう取り計らわれたい。

○委員長(小笠原三三男君) 速記をとめて。

○委員長(小笠原三三男君) 速記を始めて下さい。

○委員長(小笠原三三男君) 速記を始めて下さい。

○秋山長造君 質問をする前に、大臣にもっと伺いたいのですが、ただいま事務当局の方から裁判所、検察庁関係の寄付についての通牒を讀み上げられたわけですが、その中に、二十三年の一月にすでに一部の抑制をやるといふ閣議決定があった。ところがそれが守られていない。昨年の八月にもう一度通牒を出すということになった。二十三年の閣議決定があつて、昨二十九年の八月再通牒を出されるに至つたまでの間に、この法務省の関係で寄付がどのくらいあつたのか。件数、さらに金額がまとまっていれば一応お示し願いたい。

○政府委員(竹内壽平君) 昭和二十五年以後の調査が、ちょっとここにあるのでございますが、それによりまして、昭和二十五年におきまして、役所の数が八十四庁に上つております。土地と建物とを区別いたしましたして、土地関係で千七百万円、建物関係で三千三百万円、合計いたしましたして五千四百

八千三百二十二銭という調書になっております。それから二十六年度におきましては、八十八庁にわたつておるのでございますが……。

○秋山長造君 今のは二十五年だけでいい。

○政府委員(竹内壽平君) 二十五年だけでございまして、二十六年が八十八庁、土地が千四百万円、立木竹が十万円、建物が五千五百万円、合計いたしましたして六千五百六十三万七千七百九十円ということになっております。二十七年年度におきましては百十三庁、庁数がふえております。土地が千六百六十二万、建物が五千四百四万、合計いたしましたして六千五百七十八万二千六百七十円でございます。二十八年に参りまして七十六庁で、土地が九百五十二万、建物が四千三百万、合計いたしましたして五千三百五十九万九千五百二十九円五十銭、こういう数字になっております。

それから先ほど、委員長のお尋ねの通牒以後の状況は、合計額が出ておりませんが、二十九年度の分といたしまして、土地、建物合計して六千五百五十五万四千五百五十五円となつております。この中で通牒が出ましてからの分がちょっとどこで分明を欠きますわけでありまして、こまかくなつておりますが、八月二日の通牒でございまして、内容といたしておきまして八月七日からの数字で出ております。これによりまして、土地と建物の関係では——こまかくなりますが、申し上げましょうか、どういたしまして。ちよつと合計額が出ておりませんが、

○秋山長造君 そのこまかい数字は後ほど資料にしてぜひ出していただきたくて。今そうこまかい数字でなくて

も、先ほどあげられた程度でけっこうだと思ひます。通牒を出すまでの間の数字をあげられましたね、あの程度のもので……。

○政府委員(竹内壽平君) それがちよつと合計額が出ておりませんが、後に資料として出すことにいたしたいと思ひます。かなり抑制の裏があつていふように考へております。

○秋山長造君 二十九年度は六千五百十五万円ということではございしたね。

○政府委員(竹内壽平君) さうでございます。

○秋山長造君 この法務省関係の管轄費は予算額ほどのくらいになつていふのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 二十九年度の予算は四億一千万でございます。

○秋山長造君 そういたしますと、四億一千万のうちで六千五百十五万円、これはこの四億一千万以外に六千五百十五万円の寄付金ですかね。

○政府委員(竹内壽平君) さうでございます。

○秋山長造君 その比率はこれは必ずしも小さくはない。こういう予算額と寄付額との比率というものは大体今年で毎年似たり寄つたりのものですか。

○政府委員(竹内壽平君) 昭和二十五年におきましては、法務省の管轄費は約二十億ございまして、その後逐年減つて参りましたが、昭和二十七年は十二億でございまして、節約にかかりました。なお十億数千円円の予算がございしたのが、二十九年年度には一挙に四億合に落ちたわけでございます。その間の寄付の状況は先ほど読み上げましたように、若干の開きはありますが、大体五千万から六千万の程度

の寄付になつております。

○秋山長造君 わざわざ法務省で寄付の抑制について通牒を出さなければいけないというこの事態を招いた理由で、これはどういふ……、まあ国の予算が十分でないからということから出発することはわかる。しかし管轄関係の費用はこれはもう当然国が持つておるわけなのですが、何か国の方で単価の見積りが非常に低いとか、それからもう初めからわずかな予算をさらに總括的に全国あちこちにばらまいて、そしてもう当然地元寄付と抱合せで管轄をやるといふ前提のもとに中央でもおやりになつてきたのではないかと

思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねのようには寄付を前提といたしまして、それをにらんだ國家予算を考へるというよりな考へ方をいたしておりません。ただ、なぜそれならば六千万からの寄付を毎年もらつておるような結果になつておるかという点につきましては、御承知のようにこの二十九年度の七十二

庁の役所のうちで、一番多く寄付をいただいておりますのが法務局の四十六庁で、金額にいたしまして三千八百

万になつております。この法務局は御承知のように非常に自治団体と地方の住民との間の関連が密接でございまして、そういう関係で法務局におきましては、出張所の数も千八百一カ所というふうに非常に多い数字でござい

ます。これが明治の中葉以後建つた建物でございまして、今日になつてみまるとほとんど使用もできないような老朽の建物でございまして。そういうのを地方の方が見るに見かねまして、寄付するから考へてくれというふうな御

の寄付になつております。

要望が非常に従来強いのでござい
ます。それでわずかな予算で、順位から
申しますとかななかその順位に当らな
い役所につきましても寄付が予想され
るというような関係よりして、わずか
に更新されるというようなわけ合
で寄付が自然に抑制しきれないで今日に
至っておりますという状況が見られるので
ございまして、私どもとしては、寄付
を予定して予算を考へるというよう
なことは毛頭いたしておりません。

そしてなせ去年の八月になつてこ
う通牒をさらに出したかと申しま
す、現象的に見ますと、特に通牒を
出さなければならぬような事情が
あつたわけではございせんが、私が
今の地位につきまされたのがちやうど昨
年の二月でございまして、自來半年ば
かり様子を見ておりました、これでは
いけないと思ひまして、特に上司にお
願ひいたしましたという通牒になつ
たという、して申せば私のまゝ感じ
がそうさしたということになるかと思
ひますが、特段の出さなければならぬ
事情があつて出したわけではないので
ございまして。

○伊能芳雄君 さつき大臣が最後にま
だ口を濁しているように思われるの
は、やぶさかではないというようなこ
とを言つておられますが、そういうこ
とでだらだらやつてはいつになつても
この問題は解決しない。地方財政と国
の財政というものは、はつきり事務の
分置をきめて、そして財政のワケをき
めていかなければこれは解決しないも
のです。みんなこうしたことしわ寄せ
が地方でしよい込んでいって、そう
して地方が赤字を出してゐる。これ
は全く地方はいつになつても浮ばな

い。この辺で思ひ切つてすつかり遮断
して、しかも大臣の承認を受けたら
いというやうな甘い言葉でない、断固
としていかぬという強い通牒を——し
かも昨年の通牒は前内閣時代のなんだ
から、またこういう通牒というものは
内閣が変ると非常に弱くなる、おそら
く今ではそれ以上に弱くなつてゐる
と思ひますので、今度はもつとそれ以上
に強い、絶対いかぬというやうな通牒
を出していただきたい。これが私が
さつき申し上げた趣旨なんです。この
点いかがですか。

○国務大臣(花村四郎君) 御趣旨はま
ことにございましてありますので、
その御趣旨を尊重いたしたいと存じ
ます。

○伊能芳雄君 そうするとそういう通
牒を今出すという確約はできないとい
うことでしょうか。

○国務大臣(花村四郎君) 今おつし
やられた御趣旨を尊重したいと思つて
いることであるから、結局今言わ
れた趣旨にのつとつて通牒を出すとい
う意味が含まれておると申し上げてお
きます。

○伊能芳雄君 大へん苦しい御答弁で
すが、至急に出すことになつていただ
い、その写しを当委員会に御提出を願
ひたいと思ひます。

○国務大臣(花村四郎君) 了承いたし
ました。

○秋山長造君 昨年の八月に通牒を出
されて以来相当抑制せられたのだとい
うことですが、これは全然押えられて
もいないのですか。ある程度の効果は
あつたけれども、しかしやはり情性で
相当行われておるといふ事実をお認め
になつておるのですか、その点はどう

いう……。

○国務大臣(花村四郎君) やはり相当
に効果があつたものであると認めてよ
ろしいと思ひます。が、しかしこの法
務省の寄付というものは、とかくこの法
務省の方から強要するやうなことはも
ちろんございせんが、依頼をするよ
うな場合も実はあまりないのでありま
して、地方の要望によつてぜひ一つ何
とか地方でも寄付をするからやつても
いいという懇請もだしがたくやる
という場合がほとんど大部分であると
申し上げてよろしいと思ひます。ま
あしかしそういう懇請を受けたにして
も、あまり好ましいことではありません
ことは、これは言うを待ちませぬのみ
ならず、しかも法務省といたしまして
は、御承知のごとく檢察行政をやつて
おるといふやうな意味において、寄
付等とはやはり絶対に避くべきであるとい
うことが一番私はよろしいと思ひます
るので、その線に沿つて今後は進めて
いきたいと存じます。

○秋山長造君 法務省で今まで強制を
したことはないとおつしやるが、しな
いのがこれは当りまえの話です、法
律ではつきり禁止してあるのだから。
だからわれわれの問題にしているの
も、これは形は任意寄付といふこと
になつてゐるが、表面的には合法的な形に
なつてゐるが、実質的には強制寄付で
あることに何ら変りはないところの寄
付が非常に行われてゐる。これは警察
の寄付にしてもみな同じです。だから
このまづ正面からの強制といふこと
は、これはないのは当りまえですけれ
ども、しかし実質的には強制寄付に
なつてゐる、あるいは制当寄付になつて行
われてゐるのです。これが実態だと思

います。しかも強制せぬばかりでなし
に、地方の懇請もだしがたくして受け
た寄付がほとんどだといふお話をす
けれども、これも私はいささか法務大臣
が実態を御存じにならぬか、あるいは
知つておられてもそういうようにお
しやるのか、ちやうど中央からの寄
付の割当で悩まされておられる自治
官がそこに見えておられますから、自
治庁長官に一つ、今の法務大臣の御答
弁について御感想をお尋ねしたい。

○国務大臣(川島正次郎君) 従来の事
実は私はよく承知をいたしてはせんが、
とにかく總体的に見まして、地方団体
の国に対する寄付が相当多額に上りま
して、それが地方財政が赤字になる一
つの原因になつてゐることは事実で
ございまして。今回の再建促進法でもこの
点につきましては規制する条文をつけ
ておるわけでありまして。地方財政の立
場から申し上げますと、当然国であ
るべきものは国がまかなつて、地方に
負担をかくべきものでないと、こうい
うふうに考へております。

○秋山長造君 長官は寄付の実態を十
分つまびらかにしないといふお話を
すけれども、それは私はもつてのは
かだと思つてゐる。それは大臣は行政管
理長官として当然寄付の実態なん
かというところは十分把握されておる。ま
た行政管管理庁の報告も出ておる。その
行政管管理庁の報告によると、二十九年度
には四百六十億円の寄付を地方は負担
してゐる。前の西田長官の時代にも
西田長官は地方寄付は絶対にやめさせ
る、立法措置もするといふ、これはもう
鳩山内閣の方針だといふ非常に強い
言をしばしばされておつた。まあその
後現長官がやられておるわけだけれど

も、これは長官が變つたからといつて
變るべき性質のものではないので、鳩
山内閣としての私は一貫した方針であ
るし、またそうでなければならぬと思
ふ。この地方財政がさうでなくとも
苦しいのに、行政管管理庁の報告によ
つて、四百六十億円の寄付金を
地方団体が負担をしてゐる。これはも
うまことに容易ならざる問題だと思
ふ。これだけの負担でも、これは先ほ
ど法務省のおつしやつたように、あ
いふ通牒通りに中央の役所がみんな直
接なりとも間接なりとも良心的にや
られて、そして地方に筋の通らない負担
はかけないといふ方針を實行され
たら、たちまち四百六十億円の地方
の負担は軽くなる。そうすれば赤字だ
何だといふところから根本的に
問題が、さういふところから根本的に
徹底した措置を政府としてとつていた
だかなければ、ただ通牒を出すとか、あ
るいは強制寄付は受けぬけれども、任
意寄付ならば懇請もだしがたい場合に
は、やむを得ず寄付を受けるというよ
うな通り一ぺんな出まかせな御答弁で
は私は濟まされたい。われわれは納得
できない。

で、法務大臣は再通牒を出すことも
あえて辞さないといふお話を聞い
ますが、その再通牒といふのはどうい
うことですか。これはもうおおよそ寄
付といふことは全面的にやめよといふ徹
底した通牒を出されるお考えなのか。
それとも依然としてやはり強制寄付は
してはならぬ、しかし懇請もだしがた
い寄付ならばやむを得ず受けてもかま
わぬといふやうな通牒であるのか。願
わくはこれは全面的にこの寄付といふ

ものはやめていただきたいと思う。特にあなた方は権力官庁ですから、それはもう権力官庁が任意寄付にしても寄付を受けるというようなことから、そもいゝんな間違いが起つてくると思ふ。それからまあ地方財政という面から、われわれは寄付というものはやるべきであると思ふ。その点もう一度お尋ねしたい。

○國務大臣(花村四郎君) 全面的にやめるという趣旨に基いていただきたいと考へます。

○秋山長造君 つまりこの地方財政法の第四條あるいは第十二條等に盛り込んでおる精神ですね、この精神を十分に尊重をして、直接たると間接たるとを問はず、國で負担すべき経費を地方に負担させるということは一切やらないという、こういう趣旨でございますか。

○國務大臣(花村四郎君) さうでございます。

○石村幸作君 ちょっと関連して。伊能君の質問から端を発したのですが、法務大臣の御答弁がさる政治的の多くの言葉を使って御答弁なすつたのです。まあお苦しいと存じますが、ちょうど先般警察庁の寄付が問題になりました、これはまあ警察の場合が一番はなはだしかったのです。ところがやはりこういう質問をすると、初めは強制的には寄付を受けないとか、地方の要望によつてとか、いろいろの言葉だつた。まあ聞いて詰めて数日間これを繰り返した結果、警察側も反省をして、もうして公安委員長と打ち合せをして、男らしく警察庁としては長官がここで言明をして、われわれの要望しておるような通牒を全国に発して、その写しをここに提出されたのであります。実

に範を示したような格好だったのです。ですから法務省もこれにならつてやっていたらば、われわれも満足と思ふのであります。これは警察庁関係だけでなく、たくさんあるのです。これからこいつをやつていこうとわれわれはしておるのですが、そこで法務大臣のお言葉もなかなかすつきりした御答弁がむずかしいのであります。

そこで私はこれは最後に總理大臣の御答弁を得た後に言おうと思つたのですが、一足飛びにここで尋ねたいのですが、もう法務大臣には御答弁は要求しません。自治庁長官にお尋ねいたしますが、あなたの前任者の西田長官は、ちょうど私本會議で聞いたのですが、西田さんは自分が自治庁長官に就任して地方自治体の寄付金の多いことが——どこから割り出したか、二百八十億とか何と言つておられました。が、これを見て驚いた。徹底的にこいつは修正しなければならぬと言つて大みえを本會議でお切りになったことを私は今思い出した。そこでこれは御決意を、いや御希望だけではいけないので、結局法的に措置をしなければならぬ。そこで地方財政法の第四條の三にありますが、しまいの方に、強制的に徴収するやうなことをしてはならない。これが問題なんです。今法務大臣のおつしやられた通り、決して強制的じゃない、こういうふうにとんな寄付を受け

ても、これは逃げられる。むしろ持つてきたから仕方がなしに——寄付する方が強制的に寄付してきた、そういうふうにも言えるのでありまして、それはこの法文を直せばこの問題は解決するのです。私はこの第四條の三の修正があつたときに、これを自治庁当局に、

数年前に、これでは必ず目的は達し得られないから、なぜこの強制という字をとらないかというのを繰り返し申し上げたことを覚えておる。そこで自治庁長官は、この強制的という言葉をや削る御意思があるかどうかお尋ねいたします。

○國務大臣(川島正次郎君) この問題はしばしば御議論になります。地方財政の立場から見ても非常に弊害のある言葉であります。はつきり法文でこれを禁止することが必要と考へまして、ただいま御審議を願つております。地方財政再建促進法の中へ、特に本條項に限りましては、赤字団体以外の公共団体にも適用する意味の規定を設けたのであります。それは第二十四條の二に「地方公共団体は、當分の間、國に對し、寄付金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するものを支出してはならない。」と、

はつきり明記をいたしました。これは全部の公共団体に通ずる義務の規定に特にこの條項だけはいましてあります。寄付金は全部とめまして、また法律の規定に基かない負担金だけは、この條文には、これは一、二そういうものがあるものであります。たとへば直轄工事に対する負担金のごときはこれはやむを得ないものでありますからして、こういう点だけは除外例といまして、全般的にはこれを禁止する規定をはつきり條文に規定いたしましたからして、幸いに地方財政再建促進特別措置法が御協賛を得まして成立いたしますれば、この点ははつきりいたします。

○石村幸作君 今のお答も再建整備法を見て承知しておりますが、せっかくそこまで踏み切りになったならば、ただ赤字団体に対するのみだけではない、一般公共団体に対して同じやうな措置をおとりになることもできると思ひます。そうしてただこの財政法の四條の三をちょっとお直しになれば、全部にこれが適用されることになる、こう思ふのであります。地方公共団体が上に向つてもこの金を支出する場合に、なかなかこれは費目、いろいろな点で制約されておるのです。ただ寄付金という、ただくれてやると、差し上げると、こういうやうなことを禁止しても、決して私は困らないと思ふのです。私はこれは自分の持論でありまして、そういうふうにしていていただきたいと特別にお願いをいたします。

○國務大臣(川島正次郎君) 地方財政再建促進特別措置法は、主として再建団体に適用する規定が大部分でありまして、この中には、再建団体でありませんが、赤字団体に適用する規定も含まれております。またごくわずかに、二の條文だけでありまして、一般公共団体に適用し得るやうな規定の仕方としておるのであります。今の寄付金の問題は全部の公共団体に適用するやうな條文になっておりますからして、石村さんの御懸念のやうなことはこの條文でもつて排除されると、こういふことになりまして、御了承願ひたいと思ひます。

○石村幸作君 今自治庁長官からはさきりしたやうな御答弁を承りますと、花村法務大臣が先ほどから下からこいねがって持つてくるものはお説はくつがえされる、この法律が通れば、今のお答に抵触するわけであります。が、それでも、強要はしないけれども、くれるものならばもうとらうというお氣持なんではないか。ここで飛躍的に警察庁のやうに、一切もう地方公共団体及び民間の寄付は受けないとはつきりお答えできませんか。

○國務大臣(花村四郎君) 御趣旨の通りであります。はつきり申し上げておきます。

○委員長(小笠原二三男君) 委員長から伺いますが、先ほどから花村法務大臣、在野法曹の權威ですから、味のある文章表現をされるので、こゝろ繰り返し繰り返し話になるので——そういう御趣旨の通りであるとか、原則であるとか、こゝろおつしやらぬで、全面的に寄付をとることは禁止します、あるいは大臣としてはもう今後認可しません、そういう断定的に事務的に御答弁願ひたい、いつまでたつても實感があつて、花村法務大臣、法務委員会に行かれないという状況になる、一つ端的に御答弁願ひたい。

○國務大臣(花村四郎君) なるべく時間を節約する意味で、言葉の重複を避けたという趣旨でやつていたのであります。詳しく繰り返して述べるといふやうなことは、むしろ私の方で希望するところでありまして、御迷惑になつちやいかぬと考へまして、重複を避ける意味で、おつしやられたことを繰り返さないという意味で申してゐるのであります。他意はありませんから、さうに御了承願ひます。

○委員長(小笠原二三男君) ちょっとと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(小笠原二三男君) 速記を始

めて。

○國務大臣(花村四郎君) 寄付等に關する事柄については全然、一切今後は行わないという趣旨でございます。

○秋山長造君 そうすると今後新しく寄付をとるということは、これはもうもろもろやらない。それから現に今行われつつある進行形の寄付はどうなるのです。

○國務大臣(花村四郎君) ただいま申されましたやうな寄付行為が進行中の事案がありますかどうか、今調査をした資料がありませんから、はつきり申し上げられませんが、もしかりにありとしても、ただいま申し上げましたやうな寄付行為は一切受けないというこの根本的精神にのつとつて、よりよい解決へ進みたいと存じます。

○秋山長造君 それはもつと端的に言えば、今進行中の寄付も全部ストップするということでございますか。ストップするなり、返してしまふということですか。

○國務大臣(花村四郎君) どういう寄付行為が今進行しつつありますか、その辺がわかりませんが、寄付行為の内容によつては、あるいは、ただいま言われたやうな受け取つた物を返すというふうなことができぬかもしれぬと思うのですが、しかしその事実が明白でありますので、従つてはつきりした返答はできませんが、しかしただいま申し上げました寄付は一切とらぬというこの根本精神にのつとつて処置していくという程度で、一つ御了承願いたいと思ひます。

○秋山長造君 今の実体がわからぬという御答弁なんですけれども、これは経理局長、あなたのお手元ではそういう

う実体ははつきりわかつてゐるのではないのですか。そうしないと、たとえ今年の予算を立てるとか、あるいは営繕のいろいろは計画を立てられる場合も、やはりこの寄付といふことも当然これは考えていかなければいかぬわけでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまこへ資料を持って参つておりませんが、先ほど申しましたやうに、寄付を前提とした予算措置とか、あるいは営繕措置は考えておりませんので、その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○秋山長造君 しかし寄付を前提として予算を組んでないとおっしゃるのは一応わかりませんが、あなたの方責任者として、やっぱり地方の裁判所な裁判所、あるいは檢察庁なら檢察庁の改築なり、あるいは新築といふやうな場合に、これは当然計画の中には入れてないかもしれぬけれども、しかしその実体といふものは、中央から幾ら金が行つて、地元で幾ら負担してといふことになるのですから、その実体は把握しておられるわけでしょう。それを初めから予定して予算を組んではいないかもしれぬけれども、しかし実際には予定して予算を組んだやうな形になつてゐるのじゃないですか。

○政府委員(竹内壽平君) 今お尋ねのやうな、予算と寄付とがごっちゃになつたやうな建築の仕方をした例が一つ法務省の新設の際にあつたやうに私記憶いたしておりますが、その他の役所関係におきましては、そういうやうな形で建設されることはございませんのであります。

○秋山長造君 これは例を申します

が、私の方の説明がどうもよく徹底しないのかもしれないが、たとえばある町で裁判所が戦災で焼けて、その後バツクのままでいた。これを新築するといふ——あなたの方では、とにかくこれは五千万円なら、五千万円でやろうとする。それで五千万円の予算を組まれるわけですか。ところが、大臣の言葉によれば、地元の方のいろいろ懇望もあつて、同じ建てるならもつとつぱなものを建てるやうじゃないかといふことで、あなたの方はなるほど五千万円の予算しか組んでおられぬけれども、現地の方ではそれに二千万円の寄付金を集めて、そして七千万円の建物を建てるというところは、これはもう全国至るところに行かれておると、これは事実だろふと思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(竹内壽平君) 裁判所の方は所管が進みますのでわかりませんが……

○秋山長造君 いや檢察庁です。

○政府委員(竹内壽平君) 檢察庁におきましては、ただいまのやうな事例は絶対ないといふ確信いたしておりますが、あとで建物ができましてから、倉庫が足りないからその倉庫の分を寄付を受けたといふやうなことはございませうけれども、予算にプラス寄付を突っ込みまして、そして実際に五千万円のものに七千万円の建築のものを作つたといふやうな事例は絶対にございせん。かように申し上げていいと思ひます。

○秋山長造君 しかし今の建物を予算で建てて、あとで物置が足りぬから、物置を地元の寄付で建てたといふ場合にしても、私が言う予算の上に地元の

寄付をプラスして建てたといふことも、実際には何ら変りはないじゃないですか。ただ説明の仕方が違ふだけで。要するに予算が足りないから地元の寄付をとつて、家を建て増しするなり、あるいは物置を建てるのだから、実際には同じことだと思ふ。だからそういう例をも含めて私は質問しておるので、それはどうですか。

○政府委員(竹内壽平君) お答えを申し上げます。説明によつては仰せのやうな結果になるかもしれませんが、私どもの方の、専門的に申しますと、現金としての寄付は許されませんが、予算と寄付の金とがごっちゃになつたといふ形は起りませんので、現金を寄付を集めたになつたかどうかはしりませんけれども、建設の——寄付をされる団体の方が建物を自作りになつて、そのできた建物を寄付されるという形になつておるのでございまして、私の方から見ますと、予算でできた建物はこれ、寄付を受けた物置はこれ、こういふふうになるので、結果から見れば同じことになるかもしれませんが、そういう場合は多いのでございまして、それが先ほど申しましたやうに、所管三千四百の役所がございまして、年間を通じて約五、六千万円の寄付になつてゐるわけでございます。

○秋山長造君 そうしますと、われわれが言つてゐるこの寄付といふものは、これは金であらうと、あるいは物であらうと、建物として寄付するものであるが、現金として寄付するものであるが、そういうものを一切がっさい含めた意味でこの寄付問題を議論してゐるのです。ところがあなたの方の方は、そうでなしに、建てたものを寄付する

場合と、それから現金を寄付する場合、みなそれぞれに非常に専門的に區別して考へておられる。だから一口に寄付寄付と言つて議論しても、われわれが考へてゐる寄付といふものと、あなたの方の考へておられる寄付といふものと、多少の食い違ひがあるんです。だからそういうところからして、われわれとしてはなおさらただいまのやうに、法務大臣が絶対に寄付はとらぬといふ言明をされても、なかなかそれを言葉通りに受け取れない。やはりそれでも何か、いろいろな名目を借りて、われわれの考へてゐるやうな、われわれの問題にしているやうな寄付といふものが、依然としてやはり続いていくのじゃないか、こういう危惧を持つてゐるんです。だから私が先ほどお尋ねした、現に進行中の寄付といふのも、そういう意味でお尋ねしてゐるのです。

○政府委員(竹内壽平君) 法務大臣から嚴重な意味におきまして御言明がございまして、その趣旨を体しまして、寄付につきましては、先ほど申しましたやうに、法務大臣の認可の同意を同せて、その認可を得て初めて寄付を受けるかどうか、現地の方で相手方に通告することになっております。そこでその内意がございまして、場合、大臣の御趣旨に沿ひまして、内意の面、内意の線に執行いたしたい、こういふやうに考へております。

○秋山長造君 今の進行中の寄付については、まあ別の考へ方をしておられるやうですけれども、この間われわれ警察の寄付についても、この進行中の寄付といふものは相當問題にしたのです。結局大蔵省大臣なり、石井警察

庁長官が最後におっしゃったことは、進行中の寄付についても、これはもう進行中の寄付だからこれだけは別だからというところはやらない。これは徹底させなければできない。だから進行中の寄付といえども、今後今日以後はもうやめる。それから返せるものは返すというところまで言明されたのです。だからおそろくあなたの方にして、まあもつたものを返すというところになれば、またいろいろ実際問題として、これはやろうとしてもできないという場合もあるかも知れぬが、もつたものを返すというところが、かりにしてもえれば一番いいけれども、それができないにしても、少くとも進行中の寄付で、しかも今後のものは、これはもう一切とらない、ここでもう直ちに打ち切りというくらいに処置は、これはできないことはないんじゃないかと思ひます。その点、これは大巨いかながす。

○国務大臣(花村四郎君) それでは、先ほどもやはり繰り返して申し上げましたように、寄付も、いかなる形の、どういふものに対する寄付があるかのその事実を判明しませんから、従つてその事実をきつめた上で、ただいま申し上げた寄付はとらぬという、この原則のつとつてしかるべく措置して参りますと、こうさつき詳しく申し上げたばかりありませんか。それ以外に申し上げる方法もないじゃありませんか。

○秋山長造君 これはもう——じゃ、もつとよけいなことを言わずに一口に言つていただければかえつてその方がよかつたと思ひます。それはもう一切とりません、今後、そう言つてもらえ

ばそれでもう一切明らかにする。それを実体を調べた上で何とかに即してしめるべくというふうな形容詞がつくから、そのしるべきという中にかなり弾力性が含まれておるのじゃないかというように、どうもわれわれは受け取らざるを得ないからしつこく聞くので、要するにもう一切とらない、一切やめるといふことなんですね。

○国務大臣(花村四郎君) だからもうこれからの寄付は一切やめるといふことです。今まで継続しておるものがありとするとするならば、たとえて申し上げますならば、物置を寄付しようというので半分作りかけて——法務省の庭に半分作りかけておるといふ場合に、それをやめさせるべきか、あるいはそれだけは受け取るべきか、これはまた考えなければならぬことです。それから、そういう問題もありませんし、いろいろありますからそれは事實を調べた上で、ただいま申し上げましたこれからとらぬという趣旨のつとつて処置していきなさいと、こう申し上げるわけです。おわかりになりませんか。

○秋山長造君 私はよくわからない。物置や、今の例ですと、かりに物置小屋を途中まで建てておる。物置小屋なにかだつたらどうせこれは大した金額ではないから、こんなはした金をいつまでも進行中だからというので地元寄付に最後まで仰ぐといふことよりも、むしろ、もういっそのことそこを切つてしまつて、あとの残りはこれは一兆円近く予算を持つた大世帯の国です。政府の方でおやりになつたらどうですか。それくらいなことは私は政府としてこれはほんとうに寄付をやめようという誠意があるのなら、わ

れわれはやめてしかるべきだと思ひます。これは事情のいかんにかかわらず……。

○国務大臣(花村四郎君) それでは、それはもうおっしゃられますが、物置にしても請負契約とかいろいろそこに契約があつて、一方的に破棄することができない事情もあり得ることも御承知だろうと思ひます。それだからそういう事情を勘案して、そうして寄付はとらぬという趣旨のつとつて解決する、こう言へばいいのじゃないでしょうか。それはいろいろあります。それは一例にすぎませんが、金であるいはこれから寄付しようというのならいいでしょうが、現物で寄付するといふような場合はそういう場合もあり得るし、その他のいろいろ関係もあり得るが、それは寄付者とただに法務省との間において解決できない、善意の第三者も介入しておる場合もあり得るわけですからね。それだからそう私どもは正直だから、やめるといへばやめるのだから、ここでやめるとはつきり言うておいて、もしこういう問題があつてやめぬじやないかと云つておしかりをこうむつちやいかぬから、おしかりをこうむらないように、言うたことはやはりどこまでも実行していくという建前のもとに私は申し上げておるわけなんです。ただ言ひつぱなしで責任を持たぬといふのであればそれはいかうでもいいわけですが、そういう意味じゃありませんから、一つ善意に御解釈をお願いしたい。

○委員長(小笠原二三男君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(小笠原二三男君) 速記をつ

○中田吉雄君 まあ自治庁からいたいた資料でも寄付は二百五、六十億から約三百億あるわけですから、交付税の五割ぐらゐにこれは当るのです。なかなかわれわれとしても地方財政を確立するために閉却できぬ問題で、川島大臣その他部長さんらお急ぎのようだが——やつてゐるのですが、今小笠原委員長が言われたように、今後の寄付は受けない、進行中のものについても善処するといふことは承しました。が、私、実は検査庁の用地をあっせんしたことがあるのです。その際に非常に土地の単価というものが実情に即さない。全く形式的な、予算を法務省からいただくのに検査正の人が、實際良心にそむくのだが、こうせぬと実情に合わない。それは用地を買取る単価がいなかです。それから高いことではないのですが、合はぬものだから、そこにあるヒマラヤ杉の木を一本五万円とか、そこにある納屋を移築する費用が幾らといふようなことで、ようやくその用地を買取る、そういう調書の作り方をするので、私はこれを見てなるとは形式論理の発達したところだからこういふことをやつてゐるのかと思ひましたが、全く実情に合わない。すみつこにある木の移植費が何万、庭石を移築する費用が幾らといふようなことで、結局用地の買収費を調達するといふようなことをやるのです。これは、それでもどうにもならぬから寄付に若干仰ぐといふようなことがあつたのです。がね、もう少しその辺、経済情勢も安定して、インフレーションの高進時なら当初のながあるのですが、そういう不明朗なことのないように、何か

○委員長(小笠原二三男君) 速記をつ

○政府委員(竹内壽平君) ただいまのお話のございました検査庁の敷地の具体的事情がわからないのでございまして、三千年度の本予算におきましては、検査庁の敷地買収費といふものは二カ所予算をとりましたが、これは現地の公正なる価格に基いて申告された価格を単価として積算いたしておりますので、ただいまのよう不都合な運用といふことは本年度においてはむろんないと思ひますが、(中田吉雄君)「ことしじゃない」と述ぶ。私どもはいたしましても、そういうやりくりはいたしにくい方針でございまして、私がただいまの職におります限り、さういふことのないように努めたいと思ひます。

○中田吉雄君 はかにいろいろありますけれども、まあこの問題は寄付金全体としてあとにしましう。

○委員長(小笠原二三男君) それでは本問題は明快な法務大臣の御説明もありましたので、この程度にしていかがですか。

○委員長(小笠原二三男君) では本日

○委員長(小笠原二三男君) それでは

○委員長(小笠原二三男君) それでは

それから念のために申し添えます。
衆議院修正の説明を聴取したいと存じ
まして、衆議院側に連絡をいたしまし
たところ、当委員会が開会前に鈴木直
人君が見えておられましたが、衆議院
側のやむを得ない事情で御退席になられ
したので、この点につきましてはあら
ためて機会を見て出席いただいて、修
正点の説明を願いたいと存じますが、
それで何とぞ御了承願いたいと存じま
す。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(小笠原三三男君) ではさよ
ういたします。

御発言の方がなければ、本日は、こ
の程度で散会せざるを得ないやむを得
ない事態に立ち至りますが、
それでは本日はこれにて散会いたし
ます。

午後三時四十二分散会

七月二十六日本委員会に左の案件を付
託された。

- 一、地方自治法一部改正反対に關する
請願(第一五九二号)(第一六一
八号)(第一六二二号)(第一六三九
号)(第一六五八号)(第一六七四
号)
一、地方財政再建促進特別措置法案
等に関する請願(第一六二七号)
一、地方財政再建促進特別措置法案
中一部修正に関する請願(第一六
三八号)
一、軽油自動車税の自動車税引上げ反
対に關する請願(第一六五五号)
一、入湯税等軽減に關する請願(第
一六五九号)
一、入湯税の地域差設定に關する請
願(第一六六〇号)

一、旅館の宿泊料等の遊興飲食税減
免に關する請願(第一六七二号)
一、旅館の宿泊等の遊興飲食税減免
に關する請願(第一六七八号)
一、地方財政再建促進特別措置法案
に關する請願(第一六八二号)
一、クリーニング業者の事業税軽減
に關する請願(第一六九三号)
一、軽油自動車税の自動車税引上げ反
對に關する請願(第一七〇四号)
一、地方財政再建促進特別措置法案
反対等に關する請願(第一七一八
号)

一、地方財政再建促進特別措置法
制定反対等に關する請願(第一七一
九号)

第一五九二号 昭和三十年七月十
四日受理

地方自治法一部改正反対に關する請願

請願者 愛媛県温泉郡南吉井村
議會議長 高須賀忠美

紹介議員 三橋八次郎君

今国会に提出された地方自治法の一部
を改正する法律案は、地方制度調査会
の答申を無視し経費節減に名をかり、
地方議会の組織機關の縮小を図つたも
のであるが、本改正による地方議会の
定例会の廃止、常任委員会の廃止のご
ときは明らかに地方自治の本旨に反し
また民主主義を否定するものであるか
ら、本改正には全面的に反対するとの
請願。

第一六一八号 昭和三十年七月十
五日受理

地方自治法一部改正反対に關する請願

請願者 福島県安達郡本宮町議
會議長 佐藤栄三郎外

三十名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一五九二号と同
じである。

第一六二二号 昭和三十年七月十
五日受理

地方自治法一部改正反対に關する請願

請願者 滋賀県議會議長 辻田
太一

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同
じである。

第一六二七号 昭和三十年七月十
五日受理

地方財政再建促進特別措置法案等に關
する請願

請願者 滋賀県議會議長 辻田
太一

紹介議員 村上 義一君

今国会に提出された地方財政再建促進
特別措置法案は、地方自治団体の赤字
財政に名をかり中央集権的官治行政へ
の拡大強化を意図するものであり、あ
きらかに地方自治の本旨に反するもの
であるから、地方財政再建促進特別措
置法案が地方自治を害しないよう措置
し併せて地方交付税率二十二パーセン
トを、三十パーセントに引き上げられ
たいとの請願。

第一六三八号 昭和三十年七月十
六日受理

地方財政再建促進特別措置法案中一部
修正に關する請願

請願者 岩手県議會議長 内村
一三

紹介議員 川村 松助君

現在の地方財政の赤字を解消し、その
再建を期する特別立法措置の必要なこ
とは、世論の一致して認めるところで
あるが、政府が今国会に提案した地方
財政再建促進特別措置法案は、その内
容をみると、財政建て直しに急なあま
り、条文中には地方自治体の自主権を
無視して極度に制約を加え、財政再建
の美名のもとに、中央集権的官治行政
を復活して地方自治への干渉を行い、
特に地方議会に対する首長の権限を狭
小して住民自治本来の機能を失わし
め、民主政治の基盤である地方自治を
否定する点がきわめて多く、本法案は
そのまま全面的に受け入れ難いから、
慎重審議の上、右の点についてそれぞ
れ修正を加えられたいとの請願。

第一六三九号 昭和三十年七月十
六日受理

地方自治法一部改正反対に關する請願

請願者 岩手県議會議長 内村
一三

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同
じである。

第一六五五号 昭和三十年七月十
九日受理

軽油自動車税の自動車税引上げ反対に關
する請願

請願者 新潟県十日町市宇都
宮三三三町運送株式
会社取締役社長 馬場
文作

紹介議員 小柳 政衛君

軽油自動車に対する自動車税率が昨年
五月五割引き上げられたにもかかわらず、
また大幅な引上げが行われようと

しているが、この増税案は政府の減税
の公約に反するばかりでなく、軽油車
の奨励政策と矛盾するものであるから、
軽油自動車税の自動車税率を現行通
りにすえ置かれたいとの請願。

第一六五八号 昭和三十年七月十
九日受理

地方自治法一部改正反対に關する請願

請願者 福島県南会津郡下郷町
議會議長 星 一

紹介議員 木村 守江君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同
じである。

第一六五九号 昭和三十年七月十
九日受理

入湯税等軽減に關する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ一社団法人日本温
泉協會會長 木暮武太
夫

紹介議員 石村 幸作君

現行の地方税法中入湯税及び遊興飲食
税の温泉業界への負担影響は極めて不
合理で妥当でないものがあり、もし本
法律を今後改正しないとする、国民
保健の源泉である温泉地の発展をは
ばむこととなるものがあるから、入湯
税についてはその全面的撤廃を目標に
少くとも目的税化を実現し、また遊興
飲食税については税率の引下げ、基礎
施設の創設と法の簡素化をはかり、温
泉業者への負担を適正にしかつ軽減さ
れるよう取り計らわれたいとの請願。

第一六六〇号 昭和三十年七月十
九日受理

入湯税の地域差設定に關する請願

請願者 福島県田村郡小野町大
字谷津作字小治郎八二
二瓶 章

紹介議員 石村 幸作君

入湯税は、昭和二十二年四月観光費還
元の目的税として定められ、一等温泉
地（四大温泉）十円、二等温泉（その
他の温泉）六円、三等温泉地（旧鉱泉地
区）三円と指数的な地域差を設けて賦
課徴収されたが、昭和二十五年九月税
制の改革により市町村税に移管される
とともに一人一日十円均一と平均化さ
れた税率が定められた。また昭和二十
八年八月には一躍倍の二十円に税率が
はね上つたため、この税率は一等温泉
地を利用する浴客が僅か六分の入湯税
を支払うのに対して、三等温泉地を利
用する浴客にとっては実に一割四分な
いし二割五分の高率の入湯税を支払う
こととなり、貧しい階層の人々程比重
の高い税率を負担せられていた結果
となつていたから、現行地方税法の一
部を改正され入湯税の地域差を設定せ
られたいとの請願。

第一六七二号 昭和三十年七月十
九日受理
旅館の宿泊料等の遊興飲食税減免に關
する請願
請願者 群馬県前橋市紺屋町七
一前橋旅館商業協同組
合理事長 宮内青英外
二十八名
紹介議員 鈴木 強平君

旅館は旅行者にとって必要欠くことの
できないものであり、家庭の延長で
あつて、旅館業は多分に公共性を持つ
営業である。また旅館における通常の
宿泊は家庭において起居し、あるいは

船車内に仮泊するのと何等異ならず、
これに対して遊興飲食税の名をもつて
課税することははたは不合理である
から、地方税法の一部を改正して旅館
の宿泊料等の遊興飲食税に対する課税
の合理化を図られたいとの請願。

第一六七四号 昭和三十年七月二
十日受理
地方自治法一部改正反対に関する請願
請願者 千葉県印旛郡布鎌村議
會議長 齋藤忠均外十
五名

紹介議員 伊能繁次郎君

この請願の趣旨は、第一五九二号と同
じである。

第一六七八号 昭和三十年七月二
十日受理
旅館の宿泊料等の遊興飲食税減免に關
する請願（二通）

請願者 群馬県前橋市紺屋町植
野一二 河合義雄外二
十七名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同
じである。

第一六八二号 昭和三十年七月二
十日受理
地方財政再建促進特別措置法案に關す
る請願
請願者 新潟県議會議長 小笠
原九一

紹介議員 西川弥平治君

地方財政再建促進特別措置法案は、窮
迫する地方財政の赤字を解消し、その
再建を図るため今次国会に提出された
のであるが、その内容を見ると地方団

体の自治権を極度に制約する箇所が
あつてまことに遺憾であるから、地方
団体の赤字の原因と財政の実情にかん
がみ、本法案が地方自治の本旨にもし
られない内容において成立するよう善処
せられたいとの請願。

第一六九三号 昭和三十年七月二
十日受理
クリーニング業者の事業税軽減に關す
る請願
請願者 鹿児島市高麗町六九六
鹿児島県クリーニング
事業協同組合理事長
二町栄熊外一名

紹介議員 佐多 忠隆君

クリーニング個人事業者は、第十六国
会において改正された地方税法により
特別所得税第二種業務として百分の八
の標準税率の適用を受けていたが、第
十九国会における同法の一部改正によ
り、再び事業税第一種業務に移管され
一般事業者が標準税率軽減の措置を講
ぜられたのに、ひとり本業のみが標準
税率をすえ置かれたのである。しかし
ながら本業個人事業者の経営規模はそ
の殆んどが家族専従の零細企業であり
今日の経済不況下その所得も減少し経
営は非常に困難を極めているから、本
業個人事業に對し、現行事業税標準税
率百分の八を百分の四に改めるとも
に、併せて本業法人に對する事業税の
標準税率を、現行所得五十万円以下百
分の十二及び所得五十万円をこえる金額
百分の十二と、それぞれ所得八十万円
以下百分の八及び所得八十万円以上百
分の十に改正せられたいとの請願。

第一七〇四号 昭和三十年七月二

十日受理
軽油自動車税の自動車税引上げ反対に關
する請願（四通）
請願者 群馬県利根郡新治村大
字布施五七七新治運輸
有限会社取締役社長
小野塚宇太郎外七名
最上 英子君

この請願の趣旨は、第一六五五号と同
じである。

第一七一八号 昭和三十年七月二
十日受理
地方財政再建促進特別措置法案反対等
に関する請願
請願者 岡山県倉敷市川入 三
宅基外五十万石
山本 經勝君 阿具根
登君 秋山 長造君
安部キミ子君 荒木正
三郎君 内村 清次
君 江田 三郎君
大倉 精一君 岡
三郎君 岡田 宗司
君 河合 義一君
魚田 得治君 菊川
孝夫君 清澤 俊英
君 小酒井義男君
近藤 信一君 佐多
忠隆君 重盛 壽
治君 高田なほ子君
竹中 勝男君 中田
吉雄君 永岡 光
治君 成瀬 幡治君
野澤 勝君 羽生
三七君 平林 剛
君 藤田 進君
藤原 道子君 松本
治一郎君 三輪 貞

地方財政再建促進特別措置法案は、地
方自治体の赤字の原因について根本的
検討を加えることなく地方自治体の犠
牲による一方的責任において赤字を解
消しようとするものであつて、もし本
案が成立すれば地方財政の規模はいよ
うに縮小し、中央集権化に伴い地方自
治の機能は完全に失われることになる
から、地方自治確立のため右法案には
反対するとともに、地方財政の再建を
促進するため、（一）国の責任に帰する
赤字は国が償還補てんすること、（二）
再建債の利子補給は全額国庫負担とす
ること、（三）地方赤字額は全額これを
承認し国庫引受額は大幅に増額するこ
と、（四）再建債の償還期限を十箇年に
延長すること等の積極的措置を講ぜら
れたいとの請願。

第一七一九号 昭和三十年七月二
十日受理
地方財政再建促進特別措置法制定反対
等に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内
東京都庁内全日本自治
団体労働組合内 占部
秀男外三十六万二千五
百六十三名
紹介議員 小笠原三三男君

今国会に提案された地方財政再建促進

治君 三橋 八次郎
君 森崎 隆君
大和 与一君 吉田
法晴君 相馬 助
治君 棚橋 小虎君
戸叶 武君 永井
純一郎君 村尾 重
雄君 山口 重彦君
山下 義信君

特別措置法案は、地方財政の再建とい
う名のもとに、増税と首切りを強制し、
公共事業の縮小や地方自治体の権能を
大幅に制限して中央統制の強化を図る
ものであるから、本法案には強く反対
するとともに、当面する財政危機を保
障するため、(一)二十九年までの赤
字解消策として六百億円の長期起債を
認めること、(二)三十年度以後の措置
として交付税交付率を三十パーセン
ト、煙草消費税を百分の三十にそれぞ
れ引き上げること等の救済措置を講ぜ
られたいとの請願。

昭和三十年八月二日印刷

昭和三十年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局